

令和元年第11回総会

山武市農業委員会会議録

令和元年11月5日 開会

令和元年11月5日 閉会

令和元年第11回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年11月5日(火)午後3時00分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸
議 事 議案
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 公売農地の買受適格証明願について
(3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
(4) 令和元年度第8次農用地利用集積計画の決定について
(5) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について
(6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員(16名)

欠席委員(1名)

出席農地利用最適化推進委員(20名)

欠席農地利用最適化推進委員(0名)

出席事務局職員(4名)

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから令和元年第11回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長からご挨拶をいただきます。

鈴木会長、よろしく願いいたします。

会長 皆さん、今日もお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

先般も台風が2回も来まして、また、さらに追い打ちの大雨ということで、被害にあわれた方に関しては、ほんとうにお見舞いを申し上げる次第でございます。

今回、市でも、台風被害のハウス等の補助金要望受付が終わったようでございます。後ほど局長からもあろうかと思いますが、市長もその辺をすごい心配しておりまして、県のほうに働きかけたというところでございます。

そういうことで、皆さんにとっては今年、令和元年は、ほんとうにひどい年だなという感じを持ったかと思えます。これから11月、もう来月は12月ということで、今年は終わるわけですけれども、今朝も非常に寒かったと思えます。これから農作業に入る中でも、十二分、お体をご自愛なさいまして、これから残る2カ月でございますけれども、仕事のほう頑張っていたきたいと思えます。

今日も、議題が多々ありますので、慎重審議をお願いいたします。挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 日程第5 議案第2号 公売農地の買受適格証明願について
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見
について
日程第7 議案第4号 令和元年度第8次農用地利用集積計画の決定につ
いて
日程第8 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和元年11月5日 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸

事務局長 日程につきましては、以上でございます。
早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は、鈴木会長にお願いいたします。

議長 これより令和元年第11回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

欠席委員は議席番号11番、古谷委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号1番雲地委員、議席番号2番小山委員の両委員を指名いたします。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について、事務局から報告を求めます。

事務局長 総会資料の4ページから13ページをご覧ください。

通知があった件数は7件でございます。

申請番号1番、2番、6番については、基盤強化法による使用貸借及び賃貸借の解約。

申請番号3番、4番、5番につきましては、農地法第3条の使用貸借及び賃貸借の解約となります。

それぞれ貸付人、借受人の双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から申請概要についての説明を求めます。

事務局 議案第1号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の椎名和委員から説明を求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。

1号議案、1番の件ですが、譲受人につきましては、経営規模の拡大ということで、もともといろいろと役職をやられていた方なんですけど、役職のほうがそろそろ片づいてくるということで、規模を拡大する基盤をつくりたいということで、今回の件になりました。

譲渡人につきましては、もう農業経営をやめるということで、相手を探しているということで、この話がまとまったということです。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号6番齊藤委員から補足説明等を求めます。

齊藤委員 議席番号6の齊藤です。
今、担当推進委員の椎名さんから説明がありましたとおりでございます。譲受人は76歳という、ちょっと年齢的には高齢化していますけども、まだやる気満々の方でございます。何ら問題はないかと思えます。
権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうかよろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第1号、申請番号1について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。
議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の齊藤委員から説明を求めます。

齋藤推進委員 申請地区担当の齋藤です。第2号について説明いたします。
今回の申請は、売買による所有権の移転でありまして、譲渡人は規模縮小、譲受人は規模拡大の為に自宅に近い土地を取得したいということでもあります。規模拡大に伴い、作業効率を上げるために、自宅前の土地に育苗ハウスを建てる予定

です。譲受人は現在、地域の担い手としてしっかり農業の取り組みをしているため、問題ない申請だと思います。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番井野委員から補足説明等を求めます。

井野委員

議席番号12番の井野です。

ただいま推進委員の齋藤さんからありましたとおりで、地元としては何ら問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号の申請番号3について、地区担当推進委員の山下委員から説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

今回は賃借権の設定です。まず当事者におきまして、譲受人の親会社は、船橋市に会社がございます、アジアンハーブの商社です。外国から種とかそういうハーブを輸入して、国内のレストランとか居酒屋さんに販売するというものをや

っております。今回、国産の需要というのが出てきまして、国産をどうしようかということで、県内に近いとりあえず譲渡人のところから、まず県内の1件目として、ここから手探りで子会社化したり、契約農家を増やして国産の量をどんどん増やしていきたいということです。

また、譲渡人は経営規模の縮小を予定しております。

私からの説明は以上です。地元としては何もありません。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番高野委員から補足説明等を求めます。

高野委員

議席番号10番高野です。

今、推進委員の山下さんが言ったとおり、間違いありません。

それで、私と山下さんの2人でこの社長と会っていろいろ話を聞いたんですけど、ここに書いてあるのがちょっとおかしい書き方をしているんですけど、経営規模拡大を目的にと譲受人は書いてあるんですが、譲渡人が高齢化の為、規模縮小と書いてあるんです。結局、同じ人ですよ。よく聞いたら、とりあえずこれで会社を設立して、息子さんが、後ほど社長になってやるという話です。

先ほど山下さんが説明したとおり、親会社は調味料の会社です。それで、あちこちに委託農家をつくってやっているわけなんですけど、ここで何か沖渡にその会社の農場をつくらうということで、新会社を設立したそうです。

現地に行って、確かに露地でハーブをつくっております。ですから、経営的には間違いありませんので、権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、ご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号3について採決します。本件について許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号4について地区担当推進委員の小川敏委員から説明を求めます。

小川推進委員 申請地区担当推進委員の小川です。

議案第1号の4について説明いたします。

この申請は、所有権の移転です。

申請の理由は、譲受人においては農業経営の拡大を、譲渡人にとっては、農業経営の廃止をそれぞれ希望するものです。

譲受人は、姪から贈与されました農地で今後、ニンジン等を作付けする予定だそうです。

現地を確認しましたら、何ら問題はないと思われまますので、よろしくをお願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号1番雲地委員から補足説明等を求めます。

雲地委員 議席番号1番、雲地です。よろしく申し上げます。

今、推進委員の小川さんが説明したとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号4について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、公売農地の買受適格証明願についてを議題とします。

事務局から申請概要についての説明を求めます。

事務局 議案第2号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
引き続き、地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。
最初に、地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
議案第2号、番号1について説明します。
これにつきましては、経緯としましては、申請者は対象地の隣接している土地を所有しており、そこを耕作しているため、国税局より買いませんかと案内が来たので申請を出すことにしましたということです。何ら問題はないのではないかと思います。よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
次に、当該地域の農業委員、議席番号13番藤田委員から補足説明等を求めます。

藤田委員

議席番号13番藤田です。

特に問題ございませんので、権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく審議のほどお願いします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号1について、公売により農地を取得するための買受適格証明書の交付及び売却決定通知書が添付された農地法第3条の規定による許可申請があった場合には、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、買受適格証明書を交付するとともに、売却決定通知書が添付された農地法第3条の規定による許可申請があった場合には許可することに決定します。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第3号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第3号の番号1について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の川島委員からの説明を求めます。

川島推進委員

地区担当委員の川島です。

議案第3号の申請番号1番についてご説明いたします。

賃貸借権の一時転用ということになります。受人におかれましては、送水管撤去工事のための作業用地を一時的に確保するためのものです。

また、この受人のほうの工事責任者の方は何回か工事を施工しているんですが、地域住民の方とコミュニケーションをとりながら、これとって問題点あるいは事故等が以前に一切なかったので、今回も全く問題ないものと思われま

す。以上です。よろしくお願ひします。

議長

地区担当推進委員からの説明は終わりました。

続きまして、現地調査員の三橋委員からの報告を求めます。

三橋委員

議席番号7番、三橋でございます。

これは工事の為の一時転用ですが、ただいま川島推進委員さんのご説明のとおりでございます。何ら問題ないものと思われま

す。一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われま

す。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第3号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付

すことに決定します。

次に、議案第3号、申請番号2について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号の番号2について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
今回の申請は、転用を伴う使用貸借による権利の設定であります。譲受人と譲渡人の関係は、祖父と孫になっています。孫の方が結婚し、子供も生まれるということで手狭なアパートから一戸建てを建てるということで土地を探していたのですが、なかなかいいところが見つからず、祖父の土地を転用して建てたいということにあります。隣接者にも説明し、また、住宅も隣接しており、何ら問題はないと思います。
以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明は終わりました。
続きまして、現地調査員の増田委員からの報告を求めます。

増田委員 議席番号8番の増田です。
ただいま齋藤推進委員さんの説明がありましたとおりでございます。10月30日に現地調査を行いました。第一種農地ということでありまして、農地の周囲は住宅で、集落を形成しております住宅建築であることから集落接続規定の適用が可能であり、農地法第5条第2項及び農地法施行規則第33条第4号に該当するため、許可相当と思われます。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第3号、申請番号2について、許可相当として意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定いたします。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、令和元年度第8次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたしません。

利用権設定等個人別明細の番号1から29について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題とします。事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について、説明する。

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用配分計画個人別明細、番号1から16について採決します。

本件について、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すことに決定します。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第6号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長

事務局から議案の説明が終わりました。
議案第6号、番号1から3について、地区担当推進委員の佐瀬委員から説明を求めます。

佐瀬推進委員

申請地区担当推進委員の佐瀬です。

番号1、更新です。営農類型は露地、施設野菜。主要作物は人参、レタス。経営改善の方向ですけれども、本人及び妻の2名と外国人の技能実習生2名の4人で露地野菜と施設野菜の生産を行っています。労働力を確保し機械化を取り入れ、面積の拡大、収益の向上を図るということです。

番号2、これも更新です。営農類型は露地野菜と施設野菜。主要作物は人参、レタス。経営改善の方向ですけれども、本人、妻、子及びパート従業員4人体制で露地野菜と施設野菜の生産を行っています。今後は面積の拡大だけでなく、生産方式の合理化にも取り組んでいくものです。

番号3、この方も更新です。営農類型が露地野菜、施設、水稻。主要作物は人参、レタスです。経営改善の方向ですけれども、この方はさんぶ野菜ネットワークの代表を務めておられます。本人、妻及び従業員の3人と研修生により、露地野菜と施設野菜及び水稻の生産を行っています。有機、多品目栽培によって経営の安定化を図り、頑張っております。

以上、3名とも全く問題ありません。

議長

次に、議案第6号、番号4について、地区担当推進委員の小川委員から説明を求めます。

小川推進委員

担当推進委員の小川です。

4番について、ご説明いたします。

更新でございます。母親と2名で、露地では人参、レタス。そして施設でレタスとトマトをつくっておられます。労働力の低下に伴いまして、栽培作物を軽量野菜に変更しまして収

入維持を図っていきたいと、とにかく頑張っておられますので、よろしく願いいたします。

議長

次に、議案第6号、番号5から8について、地区担当推進委員の山下委員から説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

番号5、こちら更新です。露地野菜と施設野菜です。主要作物は人参、レタス、あとサトイモ等です。本人、奥さん及びお母さん、あと息子さんが農家を継いで頑張っております。問題ありません。

番号6、こちら更新です。こちらは露地だけでとにかく安定してやっていきたいということです。

番号7、こちらは更新です。露地及び施設、人参、レタスをメインに、本人、妻、父、母の4人で生産を継続。

番号5から7は、全てさんぶ有機野菜ネットワークの方です。

番号8、こちらは会社なんですけれども、山武に来て約17年たちます。露地野菜、施設野菜で人参、落花生、ショウガをメインに12町歩耕作しております。規模拡大もそうなんですけれども、反収がなかなかうまく平均的なところまでいかないということで、そこが課題だとおっしゃっておられました。全く何も問題ありません。よろしく願いします。

議長

次の議案第6号、番号9については、対象者が八街市にお住まいの方であり、山武市での営農を今年から始めたばかりで、地域の方々との交流も浅いようですので、事務局から説明をお願いします。

事務局

番号9の方について説明します。

この方は新規申請です。申請人は八街市在住の農家であり、主に蕎麦の生産をしています。経営面積は八街市で18町歩、山武市で7町歩。山武市においては、今年から富田、白幡地先で蕎麦の生産も始めています。

今後の目標としては、大型機械を導入し、生産性の向上。耕作放棄地を解消し、経営規模拡大を図るとのことです。

以上です。

議長 地区担当推進委員及び事務局からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、議案第6号、番号1について採決しますが、この案件は議席番号1番雲地委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、雲地委員の退室を求めます。

(雲地委員 退室)

議長 それでは、議案第6号、番号1について採決します。
本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。
雲地委員の入室を許します。

(雲地委員 入室)

議長 次に、議案第6号、番号2から9について採決します。
本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎その他

議長 以上で本日予定した議案の審議は全て終了しました。
その他の件について、皆様から何かご意見等ございますか

しょうか。

◎閉 会
議長

ないようでしたら、以上で本日の総会を閉会といたします。
次回の総会は、12月5日木曜日、本庁舎3階、大会議室を
予定しておりますので、ご参集のほどよろしくお願ひいたし
ます。